

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 1及び2（略）

3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）

（運営協議会）

第二条 市の国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第十一条第二項の協議会(次項において「協議会」という。)の名称は、仙台市国民健康保険運営協議会とする。

2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- 一 被保険者を代表する委員 七人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 七人
- 三 公益を代表する委員 七人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人

仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則（昭和三十八年仙台市規則第二十四号）

（協議会の委員等）

第二条 条例第二条に規定する仙台市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員は、市長が委嘱する。

2 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第五条第二項に定める委員は委員があらかじめ選挙し、選挙された委員を副会長とする。

- 3 会長及び副会長は、再選されることができる。
- 4 会長は、会議を主宰し協議会を代表する。
- 5 会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときは、公益を代表する委員のうち、年長の委員がその職務を代行する。

(協議会の招集)

第三条 協議会は、会長が招集する。

(会議の定足数)

第四条 協議会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(会議録)

第五条 協議会の会議事項は、すべて会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録には、会長及び会議に出席した委員のうち、会長の指名する二人の委員が署名しなければならない。

(報告)

第六条 会長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。